

## BusiNest「成長支援コース」利用者募集要項

中小企業大学校東京校内にて運営しています創業・新事業支援施設 BusiNest（ビジネス）では、BusiNest「成長支援コース」利用者について、お申込みを受け付けております。

BusiNest「成長支援コース」は、同「創業準備コース」の修了後、事業を継続実施されている個人事業主や法人の方で一定の売上があり、さらなる売上向上に向けて成長を目指すコースです。募集内容の詳細については、下記をご覧ください。

### 記

#### 1. 成長支援コース利用者（以下「利用者」と略す。）の資格

次の①～②のいずれかに該当し、かつ BusiNest からの支援を受けようとする者であって、公序良俗に反しない事業に取り組んでいる、又は取り組もうとしている者

- ① BusiNest「創業準備コース」を修了後、事業に取り組んでいる個人事業主で一定の売上があり、さらなる売上向上に向けて成長を目指す者
- ② BusiNest「創業準備コース」を修了後、事業に取り組んでいる法人で一定の売上があり、さらなる売上向上に向けて成長を目指す者

上記①～②のどちらの場合も、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（「反社会的勢力」）を除く。

#### 2. 利用期間

1年間

更新基準を満たす場合は原則1回まで更新可。更新の際は都度決算書等の財務状況を確認できる書類をご提出いただきます。

○更新基準の主な内容

- ① 利用者の利用期間中の事業活動や支援受入実績が十分であること。
- ② 利用時に立てた計画の達成にむけて専属アドバイザー等よりアドバイスを受け成果が図れること
- ③ 上記に取り組んだ上でさらに支援の必要性、実行可能性があること

#### 3. 支援の内容

利用者に対して、事業計画の実行支援を行います。

支援とは、利用者の販路開拓活動の代行や事業を代行することではありません。利用者の様々な相談に応じ、一緒に悩んで、新たな販路開拓の構築に向けた対策を練っ

たり、事業の道筋を定めたりすることです。また、基本的な経営知識の提供や士業等の専門家への橋渡しをすることです。

#### 4. 基本利用料（税込み）

10,000円/月

#### 5. スペース利用料（税込み。電気料も含む）

利用者は希望により、スペースを利用することができます。

なお利用にあたっては、毎月以下の利用料を基本利用料に加えてお支払いください（消費税込み。電気料も含む）。

個室（小） 4,000円/月

個室（中） 8,000円/月

#### 6. 利用料の振込

利用料の初回振込は、2ヵ月分の利用料を機構が指定する日時までに、機構が指定する口座に振り込んでいただきます。

BusiNest は賃貸施設ではありませんので保証金は不要です。スペースも使用貸借でのご利用となります。

利用者の判断で専門家から支援を受ける際は有料となります。

なお、利用料は利用期間中変更となる場合もありますので、予めご了承ください。

#### 7. 申込受付期間

4月と10月の年2回

#### 8. 申込受付方法

所定の申込書、その他必要書類を、末尾に記載のお申し込み先まで持参、または郵送してください。

申込書、その他必要書類は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

<https://businest.smrj.go.jp/course/growth/>

なお「BusiNest 利用規約」及び「BusiNest 成長支援コース利用細則」を必ずご確認の上、お申込みを行ってください。

#### 9. 利用者の決定方法

申込書を受理した後、面接を行い、事業内容及び支援の実行可能性等を確認した上、機構での審査により利用者として決定します。

事業内容等により、利用者とならない場合があることをご承知おき下さい。

※ 審査結果に関する個別の問い合わせは、一切受付いたしません。

○利用者決定の際の主な審査事項の内容

・ 支援の必要性

※ BusiNest にて支援の実行不可能なビジネスは「農業」「医業・歯科医業」「連鎖販売取引ビジネス」などです。

※ 税理士や中小企業診断士、社会保険労務士等の士業資格保有者が法令に基づき担保される専門業務やその専門性に密接な関係を持つコンサルティング及びその関連業務（研修・調査・執筆等）についても支援の実行が不可能となります

- ・ BusiNest 在籍時の支援への取組姿勢や利用状況、規則の遵守状況
- ・ 事業の将来性や実現可能性、地域への貢献度
- ・ BusiNest への理解と協力
- ・ 人物（人間性・価値観）、健康面 等

10. 利用の取り消しについて

利用者が以下の①～⑥に該当するときは、通知催告を要さず直ちに BusiNest 利用の許可を取り消させていただくことがあります。

- ①虚偽申告等不正行為により BusiNest 利用の許可を受けたとき。
- ②BusiNest 利用規約第7条に規定する禁止行為を行ったとき。
- ③BusiNest の施設や設備等を故意又は重大な過失により毀損・滅失したとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ④利用料を2ヵ月以上滞納したとき。
- ⑤支援の継続が不可能であると機構が判断したとき。
- ⑥①～⑤のほか、機構が定める事項に違反した場合において機構が特に必要と判断したとき。

11. 問い合わせ及びお申し込み先

BusiNest（ビジネスト）「成長支援コース」担当者

〒207-8515

東京都東大和市桜が丘 2-137-5

中小企業大学校東京校東大和寮 3階 BusiNest

電話：042-565-1195 F A X：042-565-1205

e-mail：businest@smrj.go.jp